

令和 5 年 6 月 20 日現在

機関番号：15101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K13083

研究課題名（和文）戦後日本における外国人学校の公的保障に関する史的研究—行政主体の輻輳性に着目して

研究課題名（英文）A Historical Study on the Public Support of Foreign Schools in Postwar Japan:
Focusing on the Plurality of Administrative Agencies

研究代表者

呉 永鎬 (O, Yongho)

鳥取大学・地域学部・准教授

研究者番号：00781163

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：外国人学校に関する文部省（文科省）、外務省等の行政文書を収集・整理し、外国人学校の法的地位や公費補助の問題を歴史的に検討するための基盤を築いた。また、尼崎市立小学校の分校として開設・運営されていた朝鮮学校の歴史や、学校保健安全法が適用されない中、自助努力で実施されてきた学校保健活動の歴史等を明らかにすることによって、外国人学校の営みを公的に支援する意義について明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

外国人学校の認可において、本来ならば認可要件には含まれない国際政治上の事情が、認可の可否に影響を与えていた場合があることが明らかとなった。政治的事情を背景に、そこに就学する・させる者が、様々な教育的・経済的不利益を被るのであれば、公平性・平等性が担保されていないということになる。国連の人種差別撤廃委員会や、子どもの権利委員会の勧告を待つまでもなく、どのような背景を持つ子どもであろうと、教育への権利が平等に保障される仕組みや制度を築いていかなければならない。

研究成果の概要（英文）：I collected and organized administrative documents related to foreign schools from the Ministry of Education, the Ministry of Foreign Affairs, etc., and built a foundation for historically examining the legal status of foreign schools and the issue of public funding.

In addition, by clarifying the history of the Korean school, which was established and operated as a branch of the Amagasaki Municipal Elementary School, and the history of school health activities that have been carried out by self-help while the School Health and Safety Law was not applied, I clarified the significance of public support for foreign schools.

研究分野：教育史

キーワード：外国人学校 朝鮮学校 各種学校 公的保障 文科省 外務省 地方自治体 公平性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

グローバル化に伴う国境を越えた人々の移動の増加と、深刻化する人口減少を前に、日本においても移民受け入れ問題が本格的に検討され始めている。教育領域においては、1990年の入管法改正以降増加した「ニューカマー」の子どもの教育問題への対応がこの文脈に位置付き、行政および学校現場での実践や研究が蓄積されてきた。一方、2016年12月には教育機会確保法が成立し、義務教育の射程は一条校への就学以外にも開かれ、一条校を中心として構築されてきた日本の教育システムは大きな転換期を迎えつつある。

しかしながら、本法律をめぐって外国につながる子どもたちの存在が語られることはなく、これらの重要な教育の場たりうる外国人学校も「普通教育に相当する教育」を行う教育機関とは認められなかった。また、その量的規模と歴史から代表的な外国人学校と言える朝鮮学校は、高校授業料無償化制度から除かれ、地方自治体による補助金も廃止されている。国連子どもの権利委員会をはじめとした各種人権条約体は、こうした措置は教育権の侵害にあたり是正すべきと指摘しているが、状況改善の展望は未だ見えていない。日本の外国人学校は、今日においても引き続き、公的保障の枠外にあると言えるのである。

ただし例えば、1949年から1966年まで公立学校として運営された朝鮮学校、言わば「公立朝鮮学校」が存在したことは、あまり知られていない。また1960年代中盤には学校教育法上に「外国人学校」という法的地位を新設する外国人学校法案が度々国会に提出されていた。こうした事実は既往の朝鮮学校史研究や在日朝鮮人史研究において触れられてはいるものの、政府の同化主義ないし排他主義の剔抉に主眼が置かれていたため、戦後日本の公教育体系が一時的とは言え外国人学校を含む形で成立し得たことの意味は検討されてこなかった。

そもそも戦後の外国人学校の法的地位や公費補助の問題を歴史的に整理した研究は存在しない。こうした先行研究上の課題は、(ある程度の研究蓄積がある)朝鮮学校以外の外国人学校に対する各行政主体の立場や対応を検討するための資料収集および整理といった基礎作業さえもなされていない研究状況ゆえに、必然的に逢着する限界でもある。

2. 研究の目的

本研究は、上記資料状況を克服した上で、(1)外国人学校への各種学校認可および公費補助に対し、文部省および外務省はどのような論理、方針を持っていたのか、また各省庁間にはどのような見解の相違があったのか、(2)中央の方針 - 地方自治体の立場 - 外国人学校の要求という、大きくは三者がせめぎ合う中で、認可および補助金交付をめぐって当事者間でどのような交渉・合意過程があったのか、以上2点を明らかにしていく。検討時期は、公立朝鮮学校の廃止、外国人学校法案の廃案、専修学校制度の創設を経て、外国人学校の法的地位が各種学校へと一元化・固定化される70年代中頃までとする。

3. 研究の方法

(1) 文部省および外務省の外国人学校関連文書の発掘と整理。先行研究において整理されているのは「文部省 - 朝鮮学校」の資料群である。したがってまずは『文部行政資料』(国書刊行会)、『現代日本教育制度史料』(東京法令出版)、『戦後日本教育史料集成』(三一書房)といった資料集から他の外国人学校関連の法令、告示、通達等を探す。外務省の対応に関しては、外務省外交史料館の公開文書を調べる。現時点では1門に分類される『在本邦諸外国人学校教育関係』を発見・入手している。併せて国立公文書館アジア歴史資料センターの所蔵資料を探索するが、いずれにおいても外国人学校関連の文書は少ないことが予想されるため、手続きに沿って外交記録公開請求を行う。

(2) 各種学校認可取得過程の解明。外国人学校にとって各種学校の法的地位を得ることは、税制上の優遇措置や通学定期券の適用対象となるばかりでなく、社会的承認を得るという意味でも大きな意味を持った。本研究では同一県内に複数の外国人学校を有する神奈川県(朝鮮、中華、ドイツ、インター)および大阪府(朝鮮、韓国、中華)を対象に、各学校の認可取得過程を解明し、その異同を比較検討する。これまでの助走的研究により、府および県下外国人学校の認可取得時期はすべて特定できている。神奈川県立公文書館、大阪府公文書館所蔵の資料を用い、必要に応じて行政文書開示請求を行う。また、各学校当事者らの記録を調べ、併せて聞き取り調査を実施し、交渉・合意過程を立体的に把握する。

(3) 補助金制度の創設と交付過程の解明。義務教育制度や種々の助成制度によって保障されてきた日本の公私立学校とは異なり、外国人学校はその運営費のほとんどを授業料と寄附によ

て賄っている。認可取得とともに地方自治体から公費補助を得ることは、学校の存立にとって極めて重要な課題であった。調査方法は 2) とほぼ同様であるが、注意すべきは認可の有無に関わらず、補助金を交付していた自治体もあることである。これまでの調査で、四日市市が未認可校四日市市朝鮮人小学校に対し 52 年から補助金を交付していることが分かっている。制度化されていない可能性も踏まえ、学校当事者らの記録、証言も用いながら交渉過程を検証し、地方自治体の補助金交付の実態および論理を明らかにする。

なお、すべての作業において、行政文書だけでなく地方新聞や当事者団体が発行する新聞、ニュースレター、各外国人学校の沿革史等も収集・参照する。

4. 研究成果

(1) 外国人学校に関する行政文書を整理し、外国人学校の法的地位や公費補助の問題を歴史的に検討するための基礎を築いた。

(2) 同一県内に存在する外国人学校であっても、知事権限である各種学校認可のあり方が大きく異なることが明らかになった。例えば、『在本邦諸外国人学校教育関係』(外交記録公開文書 I'-0043、外務省外交史料館所蔵) においては、横浜山手中華学校の認可に関し、「本件が国府との関係では好ましいことではないが、国内法の規程に準拠し、合法的に認可を申請したものに対し、外務省として不許可しかるべしとの意見は述べ難い」とする一方、認可の是非を伺いに来た神奈川県知事に対し、「法規上は、両省〔外務省および文部省〕ともこれを禁止する規定もなく、困難であるが、県が決定権を持っているのだから、むしろ県の裁量で何とか防げないか」と提言していることが確認できる。結局、認可を是としない神奈川県に対し、横浜駐在中国領事館から公式に強い反対の申し入れがあり、同校は認可されることになった。確認すべきは、行政上の認可要件には含まれない国際政治上の事情が、認可の可否に影響を与えてきたことである。政治的事情を背景に、認可が認められないことによって、そこに就学する・させる者が様々な教育的・経済的不利益を被るのであれば、公平性・平等性が担保されていないことになる。

一方、例えば京都府内の朝鮮学校と韓国学校など、扱いに差異を設けない自治体があることも明らかとなった。その内部事情を詳細に明らかにすることは今後の課題であるが、裁量により不平等が生じないような仕組みづくりが求められることは、改めて強調しておきたい。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公文書館の閉館や、所属研究機関からの出張自粛要請等あり、当初計画した通りの調査を実施することはできなかった。再編した計画に則り、複数の外国人学校が所在する兵庫県に関して、公文書調査および関係者への聞き取り調査等を積極的に行った。その過程で、兵庫県尼崎市内に 5 つ開設された公立の朝鮮学校に関し、これまでに触れられてこなかった多くの事実を明らかにすることができた。すなわち文部省 - 兵庫県 - 尼崎市 - 朝鮮人団体との交渉過程、ならびに同公立朝鮮学校での日本人教師と朝鮮人教師および児童たちの関係性について明らかにした。それらの成果は教育史学会第 60 回大会にて発表した。

(4) 学校保健安全法が適用されない外国人学校の学校保健活動に、どのような公的保障がなされてきたのか、京都市に所在する朝鮮学校を事例に明らかにした。それらの成果は学会誌および書籍にて公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 呉永鎬	4. 巻 54
2. 論文標題 外国人学校における保健と福祉 京都朝鮮学校の保健室を事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 異文化間教育	6. 最初と最後の頁 95-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 呉永鎬	4. 巻 920
2. 論文標題 日本における人種差別 ヘイトスピーチから考える社会の問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史地理教育	6. 最初と最後の頁 24-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中島智子、呉永鎬	4. 巻 23
2. 論文標題 「公立学校的」存在としての朝鮮学校 愛知県朝鮮学校の施設・移転・統廃合	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 世界人権問題研究センター研究紀要	6. 最初と最後の頁 295-344
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yongho O
2. 発表標題 Current Status and Tasks of Global Citizenship Education at Korean Schools in Japan,
3. 学会等名 CNU Department of Education International Forum "Rethinking global citizenship education for future" (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 呉永鎬
2. 発表標題 書くことをめぐる脱植民地化 「私たちの言葉と文字」を求めて
3. 学会等名 教育史学会第63回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 呉永鎬
2. 発表標題 尼崎市立朝鮮学校における「不正常」な教育
3. 学会等名 教育史学会第62回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 呉永鎬
2. 発表標題 朝鮮学校の歴史と現状 継続する植民地主義の中で
3. 学会等名 韓国・忠南大学（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 呉永鎬	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 408
3. 書名 朝鮮学校の教育史―脱植民地化への闘争と創造	

1. 著者名 呉永鎬、坪田光平編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 336
3. 書名 マイノリティ支援の葛藤	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------